

これまでの制度小委員会における主な意見
(浸水対策に係るもの)

浸水対策の強化	
河川等との連携強化	<p>広域化という形の中で雨水を議論する中では、下水道自身の政策を大切にしつつ、河川との連携や両者の機能の違いをもっと明確にして、下水道施設の強化やコンパクト化、地域によって異なる整備レベル等、広がりを持った議論が必要。</p> <p>水全体のマネジメントの観点から、河川や防災部局等との連携において、下水道が担う役割とその目標や関連機関との連携のあり方という切り口で議論することも重要。</p> <p>浸水被害について、外水被害と内水被害の原因の境目の基準があいまい。公共下水道でどこまで対応するのか、その責任分界点が不明確。</p> <p>今後想定される計画超過の降雨に関しては、内水氾濫と外水氾濫が複合して発生することから、それに相当する新しい用語を定義して、これを対象に一体的に進めるといったブレイクスルーが必要。これにより、国・県・市町村管理の河川ごとに下水道部局と河川との協議が難航して、今まで策定が遅れているポンプ運転調整ルールが作成され、雨水ポンプの整備が進んでいくことを期待。</p>
雨水計画の見直し・策定促進	<p>雨水管理総合計画は、浸水対策をいつどこでどういうレベルで行うかを市民に説明する上で必要。特に、中長期の計画を示すことにより、当面整備できない地域に対して、自助・共助の協力を得るツールとしても活用でき、総合的な浸水対策の推進という観点からも雨水管理総合計画の策定が有意義。</p> <p>河川の場合は、河川法に基づき、上位計画となる河川整備基本方針、下水道法事業計画に相当する河川整備計画がある。河川整備計画には河川整備基本方針のうち優先順位が高い工事計画が示され、両者が連動している。雨水管理総合計画と下水道法事業計画も法的に連動させて、実行性を持たせることが重要。</p>

耐水化の推進	<p>終末処理場のような下水道の根幹施設が想定氾濫区域の中にあるというのは、政策を進める上での矛盾。根幹施設が浸水リスクの高い場所に位置する場合、5分の1や10分の1の計画確率年ではなく、100分の1ぐらいの計画確率年とする必要があるのではと史料。</p>
ソフト施策の更なる推進	<p>浸水対策については、今回のような台風第19号や平成30年の豪雨の場合、下水道施設が被災する可能性が高いので、被災した後、いかに早く復旧できるのかというタイムライン的なものを含めた「復旧力」強化の制度設計といったものを検討すべき。</p> <p>浸水対策のBCPについて、制度を充実させるべき。その際、非常時の災害対応や資機材の確保等を、平常時の対応に内在化させる観点での検討が重要。</p>
その他	<p>下水道整備の効果が一般に知られていない。ストックマネジメント、浸水対策の強化にしても、負担が増えることを目に見える形で住民の納得を得ることが重要。そのために、分かりやすい事例を活用した広報活動、普及、啓発といったものも計画の中に入れてみるのではなか。雨水対策のための費用負担のあり方を議論すべき。下水道というと汚水のことしかイメージされておらず、浸水対策についても雨水管理のコストと便益を明確に示していくことが必要。</p> <p>財源の裏付けがないと、事業の実行が担保できない。実行できない計画は、策定するインセンティブが働かない。昔の下水道整備五箇年計画のようなものを復活させ、事業の執行を担保すべき。</p>